

事業所防災リーダーに向けて、防災知識や防災に関するお知らせ等を定期的に発信します。

問題

建物の耐震基準は、建築された時期により異なることをご存知ですか？

- ①知っている ②よくわからない



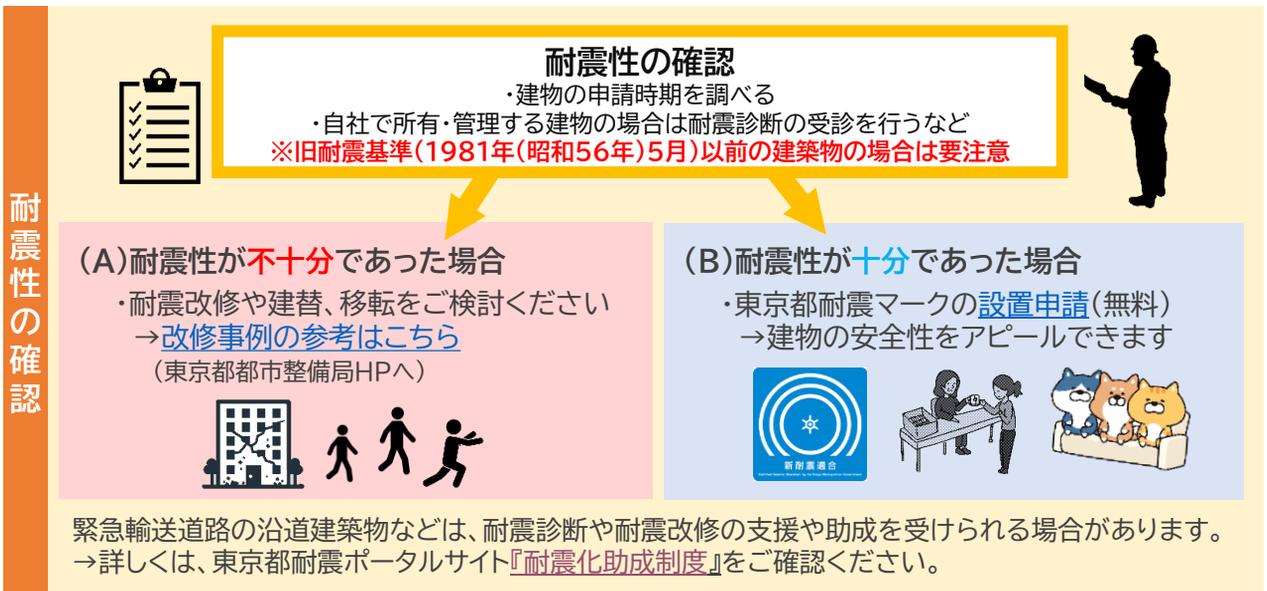
耐震基準には、1978年の宮城沖地震を受けて1981年に改定された「新耐震基準」と、それ以前に建てられた建物に適用される「旧耐震基準」の2つがあります。さらに、木造建築の場合は、2000年改正の「新・新耐震基準」があるので、該当する建物の場合には、確認が必要です。旧耐震基準の建物の中には、耐震性が不十分なものが多くあります。新耐震基準であっても施工方法、管理状態、立地によって建物の耐震性は落ちてくるので、建物を所有・管理している場合は、定期的な確認を行いましょ。

参考:東京都都市整備局『令和3年度版ビル・マンションの耐震化読本 改訂第5版』



建物の安全確認の流れ

首都直下地震などが発生した場合、都内で最大震度7まで観測される恐れがあります。事業所の建物の耐震性が確保されているかどうか、確認しておきましょう。



すぐできる対策

避難ルート、避難場所の確認を必ず行いましょう。オフィスに移転する場合は、耐震基準を確認し、併せて、建物の構造や免震・制震性を考慮するようにすると良いでしょう。



住宅・建築物の所有者の方は、こちらも参考にしてみてください。→国土交通省『住宅・建築物の耐震化について』

東京消防庁からのお知らせ

「消防団協力事業所表示制度」を、ご存じですか？

複数の従業員が入団しているなど、特別区内の消防団に積極的に協力している事業所に対して、消防団協力事業所表示証を交付し、協力事業所が地域への社会貢献を果たしていることを評価しております。事業所は社会貢献していることを認められ、その取り組みを広く公表することができます。



【メリット】

- 「消防団協力事業所表示証」が交付され事務所に掲出し、自社サイトで公表できます。これ以外にも…
- ・特別区消防団ホームページで協力事業所が公表されます。
 - ・東京消防庁及び東京都23区では、中央区、新宿区、文京区の工事案件で入札時に加点を受けることができます。

